

第 11 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 5 月 28 日（火）午後 16 時 00 分から午後 16 時 30 分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員 農業委員（5 人）

会長	3 番	内藤	仁
会長職務代理者	2 番	諸橋	清隆
委員	1 番	岡田	美由紀
	4 番	丸山	百合江
	5 番	中野	正啓

農地利用最適化推進委員（5 人）

田口	正明
加藤	和一
丸山	国夫
田口	貞夫
服部	隆

4 欠席委員
なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治

事務局主任 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 11 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立していますのでこのまま進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、2 番 諸橋委員、4 番 丸山委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口主任を指名いたします。

議 長 それでは議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について説明します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 申請地は譲受人により、耕作及び維持管理等がされてきた場所で、譲渡人が高齢になったことから双方で話し合いを行い、譲受人が取得する運びとなりました。譲受人は、地域の中心経営体として長年農業を営んでおります。農地法第 3 条の許可要件について、申請書類及び聞取り等から全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われます。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 1 号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 1 号は原案のとおり許可します。

議 長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号について説明します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 申請地は小木ノ城駅から 300m 以内に位置し、第 3 種農地であると判断されます。現地には砂利を敷き、雨水は自然浸透させる計画となっています。取水はなく、汚水の排出もないため、隣接農地への影響はないものと考えられることから、許可相当に認められると思われま

議長 本案件につきまして、地区担当の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

1 番 5 月 13 日（月曜日）に現地確認を実施し、現地は議事資料の写真のとおりとなっていました。申請地は、先ほどの事務局の説明のとおり第 3 種農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

議長 ただいま事務局と担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

2 番 当該地を隣接宅地の建物と一体的に利用するということか。

事務局 その通りです。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 2 号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第 2 号について許可します。

議長 続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 号について説明します。

本件は中間管理事業に関する議案となります。中間管理機構に貸し出されている土地について、新たな耕作者を設定するものです。町が促進計画案を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされて

おり、町当局から意見聴取の依頼を受けているところであります。これにより、皆様に意見を求め、意見がない時は意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。それでは、計画案4件についてご説明します。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 本件は〇〇氏が耕作していた土地ですが病気により継続できなくなったため、それぞれの権利の設定を受ける者が新たに耕作するものです。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第3号について承認します。

議長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和6年5月28日

議長 ⑩

議事録署名委員
2番 ⑩

議事録署名委員
4番 ⑩